議員提出議案第6号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例を次のように設定するものとする。

令和2年(2020年)11月30日提出

豊中市議会議員

大 田 康 治

横 尾 しずか

木 下 昌 久

沢 村 美 香

中野宏基

藤田浩史

花 井 慶 太

中 川 隆 弘

神 原 宏一郎

北之坊 晋 次

松岡信道

(提案理由)

期末手当の支給割合を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年豊中市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改正後)
第7条 (省略)	第7条 (省 略)
2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあっては、	2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあっては、
任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日	任期満了,辞職,失職,除名,死亡又は議会の解散によりその職を離れた日
現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額	現在) においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額
に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の222.5</u> を乗じて	に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の217.5</u> を乗じて
得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各	得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各
号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)~(4) (省 略)	(1)~(4) (省 略)
3 (省略)	3 (省略)

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に	,傍線で示すように改める。
(現行)	(改正後)
第7条 (省略)	第7条 (省略)
2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあっては、	2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあっては、
任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日	任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日

2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあっては、 任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日 現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額 に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の217.5を乗じて 得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各 2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号

(現行)	(改正後)
号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)~(4) (省略) 3 (省略)	(1)~(4) (省 略) 3 (省 略)

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。